

新居浜工業高等専門学校学寮入寮者選考要項

令和6年11月12日要項第2号

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校学寮管理運営規則（以下「運営規則」という。）第10条に規定する入寮の許可のために行う選考に関し、同第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 入寮者選考は、次条から第6条の規定に基づき、運営規則第7条に規定する寮務委員会の議を経て、校長が行う。

(選考基準)

第3条 本校の学寮に初めて入寮を希望する者の入寮者選考は、次の各号の規定を満たす者のうちから行う。この場合において、新入生で入寮を希望する者は、原則として、全員入寮者として選考するものとする。

(1) 本校の諸規則、寮生心得（運営規則第16条第1項に規定する寮生心得をいう。以下同じ。）及び関係教職員の指示に基づき行動するとともに、相互に敬愛し、自己及び共同生活の向上充実に努めることが確約できる者。

(2) 運営規則第12条に規定する寄宿料を所定の期日までに納付することを確約できる者。

(3) 運営規則第13条に規定する学寮における寮生の生活上必要な食費及び光熱水料等の諸経費の負担、及び、これらを所定の期日までに納付することを確約できる者。

2 本校の学寮に入寮経験のある者の入寮者選考は、その在寮中に前項各号の規定を果たすことができた校長が認めた者であって、次の各号の規定を満たす者のうち、学校生活及び学寮生活が正常に果たしていると校長が認めた者から行う。この場合において、寮生活への貢献度が高く、指導力や積極性を有した指導寮生の候補生、及び、後輩寮生の模範となる資質を持ち、学寮運営のため献身的に業務をこなせる者を優先して選考する。

(1) 授業の無断欠席又は遅刻が無い者。又はこれらの回数が少ない者。

(2) 以下に掲げる事由による、寮務委員又は指導寮生からの指導が無い者。又はこれらの回数が少ない者。

ア 学寮において定められた日課を守らないと判断された場合

イ 居室の整理整頓ができていないと判断された場合

ウ 寮生心得に基づく生活ができていないと判断された場合

エ 本校が別に定める「欠食、外泊・外出許可願」、「帰寮届」等の提出が適切になされていない場合

オ 学寮からの呼び出しを複数回受けたにも関わらずこれに応じなかった場合

(3) 学寮食堂での喫食が適切になされている者。（特別な事情により本校から別の方法を認められている者を除く。）

(4) 寮行事への参加が適切になされている者。

(制限事項)

第4条 前条各項を満たす者が多数であって収容定員を超え止むを得ない場合は、前条第1項に規定する者のうち、通学時間又は通学距離の少ない者（本校の試算による。）から順に、入寮者選考から除外する。

(入寮期間)

第5条 選考された者の入寮期間は、運営規則第9条第2項の規定に基づき、原則として一年度内とする。

(入寮継続手続き)

第6条 入寮の継続を希望する者は、年度ごとに、本校が定める所定の期間内に、入寮願に代えて本校が別に定める「学寮生活継続願」を校長に提出し、第3条第2項に規定する選考を受けるものとする。

2 前項の「学寮生活継続願」を校長に提出した者は、運営規則第11条に規定する入寮誓約書の提出を免除する。

(緊急の事情等)

第7条 緊急の事情等があると校長が特別に認めた場合は、第2条の規定によらず、入寮者選考を校長が行うことができる。

(留意事項)

第8条 入寮を希望する者であっても、心身に不調がある等、自身で自立した生活を送ることが困難であると思料される場合は、校長（校長の委任がある場合は、寮務委員会。以下同じ。）は保護者等及び当該学生と協議を行い、運営規則第9条第1項に規定する入寮願の提出を見合せるよう求めることがある。

2 選考の結果入寮を許可された者であっても、心身に不調がある等、自身で自立した生活を送ることが困難であると思料される場合は、校長は保護者等及び当該学生と協議を行い、自宅から通学してもらうことがある。

3 選考の結果入寮を許可された者であっても、施設の改修、感染症の流行状況等の事由により、一時的に自宅から通学してもらうことがある。

4 選考の結果入寮を許可された者であっても、停学を命ぜられたとき、感染症へ罹患したとき等は、一時的に自宅待機してもらうことがある。

5 選考の結果入寮を許可された者であっても、退学（除籍を含む。）を命ぜられたとき、退寮処分相当の違反を行ったとき（軽微な違反の累積を含む。）、又は休学を許可されたときは、年度途中でであっても退寮させることがある。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年11月12日から施行する。